

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

個人事業者の調査結果・ワースト1位は貸金業

Q：先月、国税庁から発表された個人の所得税・消費税の調査結果を教えてください。

A：1件当たりの事業所得の申告漏れ所得金額のワースト1位が、13年連続トップだったパチンコ業に代わり貸金業となりました。

【解説】

国税庁は先月、平成9事務年度（9年7月～10年6月）に実施した個人事業者などに対する所得税・消費税の調査結果を発表しました。

それによると、所得税148,941件、消費税59,183件の実地調査が行われ、実地調査にまではいたらない程度の是正のための簡易な接触は所得税546,779件、消費税17,951件実施されています。

消費税については、簡易な接触による誤りが倍近く増えていますが、これは限界控除制度の段階的な廃止などの税制改正の影響によるものとみています。

1件当たりの事業所得の申告漏れ所得金額が高額な業種トップは、パチンコ業に代わり、貸金業となっています。パチンコ業は、今回調査件数が80件に満たなかったためリストから除外されていますが、1件当たりの申告漏れ所得は3位に入るほどで、架空仕入れ、修繕費の水増しが指摘されています。

ワースト1位の貸金業の不正として、ヤミ金融を営む者が、過去の契約書を破棄していた事例が挙げられており、1億3,354万円の申告漏れを指摘され、4,518万円を追徴されています。

